

介護保険主治医意見書作成料請求書

松戸市長

被 保 険 者	被保険者 番号												
	(フリガナ) 氏 名												
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性 別	1. 男 2. 女							
			年		月		日						

作成依頼日	令和			年			月			日
依頼番号										

請 求 医 療 機 関	事業者名称											
	代表者名 (法人印) (代表者印)											
	〒											
	所在地											
	電話番号											

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設		1. 新規 2. 継続		金 額 (消費税抜)						円
--------	----	-------------	--	-------------	--	---------------	--	--	--	--	--	---

診 断 ・ 検 査 費 用	内訳		点数			摘要						
	診断											
	検 査	胸部単純X線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
		尿中一般物質定性・半定量検査										
	合計					点数合計×10円						円

検収年月日	検収者印

請 求 額	意見書料						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5, 0 0 0円	4, 0 0 0円
継続申請者	4, 0 0 0円	3, 0 0 0円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書に記載するのに必要な診察・検査について初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る。）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【 医師の判断に基づき行う検査の範囲 】

- ・胸部単純X線撮影 ・血液一般検査 ・血液化学検査 ・尿中一般物質定性 ・半定量検査